

障 発 0807 第 1 号
こ 支 障 第 226 号
令 和 8 年 8 月 7 日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
(公 印 省 略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令等の制定について（通知）

今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年デジタル庁・総務省令第1号）第12条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「障害者福祉システム」という。）に必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令及び障害者福祉システム機能要件の標準又は帳票要件の標準等を定める告示を定め、令和8年8月7日に施行することとなりました。

つきましては、以下について、十分御了知の上、運用に遺憾なきを期されたいとともに、各都道府県におかれては管内市区町村に周知願います。

なお、標準化基準として、今般定めた内容は、障害者福祉システム標準仕様書に規定されている内容に準拠しており、当該仕様書一式は、当省ウェブサイト（※）にて公開しております。

（※） 標準仕様書(障害者福祉) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20807.html

（参考） 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
<https://laws.e-gov.go.jp/law/503AC0000000040>

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504M60004008001>

1. 制定の内容

(1) 機能要件の標準

障害者福祉システムの機能等（法第2条第2項に規定する機能等（法第5条第2項第3号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し、要件を規定。

(2) 帳票要件の標準

障害者福祉システムの機能等のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定。

(3) 実装区分

障害者福祉システムに必ず実装しなければならない機能、実装するか否かについて、障害者福祉システムを開発する事業者が判断する機能又は障害者福祉システムに実装してはならない機能の別を規定。

(4) 適合基準日

障害者福祉システムが標準化基準に適合していなければならない日を規定。

(5) その他所要の規定

2. 施行日

令和8年8月7日